

狩猟事故の再発防止に向けた取り組み

1 事故防止総合対策事業の概要

これまで猟友会として実施してきた安全狩猟に関する指導事項は、会員に浸透し、一定の成果を挙げてきた。しかし、昨年度に恵庭市内国有林野で発生した狩猟による死亡事故は、猟友会入会後の4年間に実猟や練習射撃の指導等を受けたことがない会員が起こしていた。このことから、会員に対する従来の指導を継続して実施するとともに、研修等を受けたことがない会員などの実態を把握して、様々な手法で指導を実施して、事故の撲滅に全力で取り組むこととする。

2 事故防止総合対策事業の実施

(1) 会員の受講状況調査

- ・ 入会后、概ね5年以内(H26年度入会者)の会員を対象として、支部や部会主催の実猟研修等を受けていない者や新人ベテランを問わず危険な行為を行う恐れのある者(未受講者等)を調査する。

(2) 研修計画の検討及び実施

- ・ 未受講者等には、電話、面談等により研修への参加を働きかける。
- ・ 各支部や部会の役員は、新人会員及び未受講者等に対する指導方法を検討して研修計画に反映させる。
- ・ 支部長及び支部役員並びに狩猟指導員は、会員に対して支部、部会による研修を実施する。

(3) 指導用資料の作成

- ・ 昨年11月に恵庭市内国有林で発生した死亡事故を始め、全国、道内で起きた狩猟事故や法令違反を事故事例集として作成し、会員に配付するとともに、研修に活用する。
- ・ 指導事項、指導方法、留意点などを記載した「指導用マニュアル」を作成する。

(4) 指導事項

ア 狩猟事故の主因事項

- ・ 狩猟事故の三大要因とされる「脱包、矢先及び獲物の確認」の徹底と自己防衛のための「帽子、ベストの着用」を重点に指導する。

イ 法令等の遵守

- ・ 国道市町村道・農林道等(路肩を含む)での発砲の禁止、狩猟規制区域での捕獲の禁止について、指導を徹底する。
- ・ 立入禁止区域、通行禁止林道などの遵守について、指導を徹底する。

(5) 支部、部会による研修等の実施

- ・ 指導用文書、事故事例集等の資料の配付によって指導する。
- ・ 座学研修、実猟等の研修、射撃大会等の開催によって指導する。

(6) 指導方法

- ・ 支部、部会の総会、狩猟登録時などに面談によって指導する。
- ・ 実猟、有害鳥獣捕獲、練習射撃、射撃大会の機会を捉えて指導する。
- ・ 勤務形態などから支部等主催の研修等の参加が困難な会員には、個別指導者を選抜

してマンツーマンによる指導を検討する。

(7) 会員への周知

- ・ 全ての会員に、支部や部会主催の実猟研修、練習射撃研修、座学研修及び個人指導を受ける必要があることを周知徹底する。
- ・ 全ての会員に、研修等は、一定期間ごとに繰り返して受ける必要があることを周知する。
- ・ 新人会員に、入会後は支部や部会主催の研修、又は個人指導を受ける必要があることを説明し、理解を求める。

(8) 狩猟パトロールによる指導の充実強化

- ・ 狩猟パトロールを強化して、会員及び会員以外の狩猟者に対し、猟場における法令及びマナーの遵守と安全狩猟について、指導を行う。

(9) 練習射撃による安全教育の推進

練習射撃は、猟銃の安全な保持、操作技術、矢先の確認など、事故防止に大きな効果が期待できることから、練習射撃を奨励する。

ア 練習射撃

- ・ 会員が毎年複数回射撃練習を行うよう指導する。
- ・ 新人会員の狩猟前練習射撃に指導者が同行できるよう日程等の調整を行う。

イ 各支部主催の安全狩猟射撃大会

- ・ 支部や部会等主催の研修を兼ねたクレー及びスラッグの射撃大会を積極的に開催する。
- ・ 練習の機会が少ない会員には、銃刀法による猟期前の練習射撃を兼ねて参加するように働きかけを行う。

3 法令違反防止対策及び狩猟適正化

(1) 法令等の違反防止

- ・ 法令による規制のうち特に以下を重点事項として、役員や狩猟指導員による指導を徹底する。
 - ・ 銃刀法関係 = 脱包、移動時における銃の覆い、国道市町村道・農林道等(路肩を含む)での発砲の禁止(再掲)
 - ・ 鳥獣保護管理法関係 = 狩猟規制区域等での捕獲の禁止(再掲)、土地占有者の承諾、残滓の適切な処理

(2) ルールとマナーの遵守

- ・ 国有林及び道有林の入林手続き、立入禁止区域、通行禁止林道などの遵守について、指導を徹底する。(再掲)
- ・ 垣、柵などで囲まれた土地、農作物のある土地などで、狩猟を行う場合は、事前に土地の所有者や管理者の承諾を得るよう指導する。

(3) 残滓の適切な処理

- ・ 特定の地域では、依然としてエゾシカの残滓が放置される事例が続いていることから、狩猟登録時や狩猟パトロールなどの機会を捉え、残滓の適切な処理方法について指導を行う。
- ・ 狩猟パトロール中に放置されている残滓を発見した場合は、直ちに土地所有者(管理者)に連絡する。
- ・ 大日本猟友会に対して、道内でエゾシカ猟を行う各都府県猟友会員に、適切な残滓

処理を指導するよう要請する。

4 支部及び会員への伝達と事業の実施

(1) 文書による指導通知

ア 支部への指導事項伝達

- ・ 新年度当初に各支部に対して、研修計画の検討及び会員に対する研修等の実施、指導方法及び指導事項について通知する。

イ 研修等受講状況調査と研修等の周知

- ・ 新年度当初に各支部に対して、実猟研修等を受けていない者などの調査について通知する。
- ・ 新年度当初に各支部に対して、入会後は研修等を受ける必要と一定期間ごとに繰り返して研修を受ける必要があることを周知するよう通知する。

ウ 狩猟パトロールによる指導

- ・ 新年度に各支部に対して、狩猟パトロールの強化について通知する。

エ 射撃による安全教育の推進

- ・ 新年度当初に各支部に対して、練習射撃の励行とクレー及びスラッグの射撃大会の開催について通知する。

オ 法令違反防止対策及び狩猟適正化

- ・ 新年度に各支部に対して、法令違反防止の指導について通知する。

カ 残滓の適切な処理

- ・ 新年度に各支部に対して、狩猟登録時や狩猟パトロールなどの機会を捉え、残滓の適切な処理について通知する。

(2) 猟友会定時総会等による伝達

ア 定時総会

- ・ 定時総会に出席した支部長に事故防止総合対策事業を説明する。

イ 各支部・部会等の総会等

- ・ 支部や部会の総会、狩猟登録時、鳥獣慰霊祭等出席会員に事故防止総合対策事業を説明する。

(3) 狩猟指導員研修会による指導事項の伝達

- ・ 全道14カ所の振興局所在地で、各支部狩猟指導員及び役員600名を対象に狩猟指導員研修会を開催し、今年度の事故防止総合対策事業と法令違反防止対策及び狩猟適正化について、事業内容の説明と会員への指導を伝達する。
- ・ 鳥獣保護管理法を所管する北海道及び銃刀法及び火薬取締法を所管する北海道警察の担当者から狩猟における留意事項の指導を受ける。
- ・ なお、狩猟指導員研修会は、当会が実施する事業の伝達方法としては、最も指導効果を期待できる極めて重要な会議である。

(4) 研修の実施時期

- ・ 座学や射撃練習による研修は、支部の行事や会員の職種等を考慮の上、適宜実施し、実猟研修は10月以降に実施する。

(5) 実施状況の把握等

- 本部は、平成31年度に各支部等が実施する研修等の実施状況を照会し、集約する。
- 座学や射撃練習の実施状況は、6月末までに実施状況、又は実施予定を取り纏め、中間報告として北海道森林管理局、北海道に報告する。
- 実猟研修は、狩猟期間に実施することから、別途実施状況を取り纏めて報告する。